530	1,159	1,120	2,449	1,710	3,739	2,300	5,030
540	1,180	1,130	2,471	1,720	3,761	2,310	5,051
550	1,202	1,140	2,493	1,730	3,783	2,320	5,073
560	1,224	1,150	2,515	1,740	3,805	2,340	5,117
570	1,246	1,160	2,536	1,750	3,827	2,360	5,161
580	1,268	1,170	2,558	1,760	3,849	2,380	5,205
590	1,290	1,180	2,580	1,770	3,870	2,400	5,248
600	1,312	1,190	2,602	1,780	3,892		
610	1,334	1,200	2,624	1,790	3,914		
620	1,355	1,210	2,646	1,800	3,936		

○文化庁告示第百一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百三条において準用する第六十七条第一項に基づき、著作隣接権者不明の実演の利用について平成二十八年十月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日　　文化庁長官　宮田　亮平

記

一　実演が行われた作品名、実演家の氏名及び実演の補償金の額　大河ドラマ「信長　ＫＩＮＧ　ＯＦ　ＺＩＰＡＮＧＵ」　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都渋谷区神南二丁目二番地一号　日本放送協会（会長　籾井勝人）

三　利用方法

①　日本放送協会が行うＮＨＫオンデマンドサービスにおいて、有料でストリーミング配信をするために、利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、複製）にする。利用期間は一年間とする。（別表参照）

②　①に加えて必要に応じて一年間を単位として配信期間の延長を行う。（別表参照）

四　補償金の総額　①　四四五、〇〇〇円

②　四五、〇〇〇円

（別表）

裁定により利用を認める実演とその利用方法及び補償金の額

利用方法：

⑴　ＮＨＫオンデマンドサービスにおいて、有料でストリーミング配信をするために、利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、複製）にする。利用期間は１年間とする。

⑵　⑴に加えて必要に応じて１年間を単位として配信期間の延長を行う。

No.	実演家名	役名	利用方法⑴の補償金額（税込・単位：円）	利用方法⑵の補償金額（税込・単位：円）
1	俵一	朝比奈泰能	1,000	1,000
2	熊谷俊哉	コスメ	500	500
3	大竹幸夫	フランスシコ／小姓	1,000	1,000
4	大野ゆり	役名なし	500	500
5	岡智	役名なし	500	500
6	高梨慎一	ジョアン	500	500
7	高山純二	マルコ	500	500
8	田中寧	シモン	500	500
9	宮田恭男	足利義輝	1,500	1,500
10	佐藤荘二郎	小姓	500	500
11	米岡功樹	長井道勝	500	500
12	大西千秋	役名なし	500	500
13	八幡太郎	役名なし	500	500
14	大堀誓子	役名なし	500	500
15	中村かよ	役名なし	500	500
16	島村卓志	小島屋	500	500
17	岩永茂	上野清信	500	500
18	菊次朗	半兵衛	500	500
19	松居郁也	役名なし	500	500
20	石井哉	役名なし	500	500
21	酒井直樹	小姓	500	500
22	皆川鉄也	ダミアン	2,000	2,000
23	西太	役名なし	500	500
24	内田修司	役名なし	500	500
25	フランク・ニール	ルイス・フロイス	16,000	16,000
26	海東剛哲	役名なし／使者	2,000	2,000
27	久保木夏	役名なし	1,000	1,000
28	吉田紫織	とみ	500	500
29	藤森ルリ子	なつみ	1,500	1,500
30	加藤新二	役名なし	1,500	1,500
31	嶋山邦男	役名なし／島田所之助	1,000	1,000
32	野尻忠正	森長可	500	500
33	登根嘉昭	患者	500	500
34	坂間健司	役名なし	500	500